

人吉市農業委員会定例総会
(第9回)

令和4年9月26日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和4年9月26日

人吉市役所 2階 201会議室

議事日程

日程第 1 議第 48 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について

日程第 2 議第 49 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について

○ 出席農業委員（8名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
委 員	1番	山 本 一 精
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	渕 上 澄 雄
同	19番	元 田 和 弘
同	20番	北 村 和 人
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	東 照

同	24番	東 悟
同	25番	原 口 政 廣

○欠席した委員

会長職務代理者	9番	上 野 博 司
農業委員	2番	永 石 栄 二

議事録署名農業委員	1番	山 本 一 精
議事録署名推進委員	16番	有 瀬 英 憲

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、9番委員と2番委員から欠席届が出ておりますが、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和4年第9回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に1番委員、16番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第48号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第48号 朗読

- （議長）1番について4番委員の調査報告をお願いします。

- （4番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する1番についてご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農用内となっております。面積は2筆合計の949㎡でございます。

所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、駐車場の建設となっております。譲受人は現在、申請地の隣で簡易宿泊施設を建設されておられ、宿泊施設はほぼ完成しております。また、隣に温泉施設を建設予定であり、ボーリング調査中でした。申請地については、簡易宿泊施設の駐車場として利用したいとのことでした。申請地は既転用の状態であり、始末書も提出されております。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆さんのご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。2番について7番委員の調査報告をお願いします。

○（7番委員）おはようございます。議第48号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は871㎡となっております。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、駐車場の建設となっております。ここは第1種農地、都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。この土地は、譲渡人が本当は売却をしたかったようですが、今回、隣接する譲受人の所に駐車場用地として無償で提供されるということです。申請地は元々、譲渡人の叔父さんの農地であり、看板を立てて譲受人や地域の方達に貸しておられました。今回、その看板を残すことを条件に申請地を譲られたそうです。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第1種農地となっております。判断理由として、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であるため。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。

3番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（1番委員）おはようございます。農地法第5条の3番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は不耕作地でございます。面積は477㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的といたしまして、資材置場となっております。位置図は3ページになります。昨年、申請地の手前側を資材置場として購入されました。今回、申請地を資材置場として申請があがってきております。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地です。該当事項とした判断理由は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であります。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。

4 番について 9 番委員の調査報告であります、欠席のため 5 番委員に調査報告をお願いします。

- （5 番委員）おはようございます。本来であれば、9 番委員の調査案件でございますが、欠席とのことで私から報告させていただきます。また、9 番委員から原稿が用意されておりますので、それを読み上げたいと思います。

議第 48 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 5 番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は 1 筆の 468㎡でございます。農振区分は農用外です。使用貸借でありまして貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は研修棟の建築でございます。農地の区分は第 2 種農地で、都市計画用途指定区域外になります。申請地は不耕作地でありまして、自宅及び会社敷地の近くなります。着工と完了は記載のとおりでございます。申請地は別紙位置図 4 ページのとおりです。事業計画書によりますと、土地の選定理由といたしまして、「会社に近い土地である必要があり、貸付人の名義となっている土地を借りて研修棟を建築することに決定した」とのことでした。事業の目的及び必要性については、事業の拡張により、海外からの研修生の宿泊施設が必要で、会社から近い申請地に研修棟を建築する。20 日に案件調査のお願いをしようとして何度かお電話しましたが、通じず、直接訪問することといたしました。まず、電話が通じなかった理由といたしましては、記載されていた番号が F A X 番号であったこと、台風の影響で停電しているということとございました。訪問時に調査の内容を説明しましたところ、代表が不在ということで「自分でよければ」ということで調査をいたしました。建築予定の場所や周辺などの内容について聞き取りをいたしました。借受人は多くの事業を行っており、馬油の製造を主にされておられます。給排水計画、給水は井戸を掘って使用。雨水の処理方法については、敷地内浸透及び自然乾燥。生活雑排水、汚水については合併浄化槽を設置し、既設水路へ放流する。被害防除計画について、造成中の被害防除方策に関しまして、周辺農地に被害は発生しないように留意し、発生したときには自己の責任で対処する。完成後の被害防除方策について、ガス、湧水、捨石及び粉じん等の発生はありません。近傍農地への被害防除方策について、北側は道、南側及び東側は使用貸人の所有農地、西側は水路及び使用貸人の所有農地につき特に被害防除施設の必要はないということです。次に実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第 2 種農地です。農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。農地の区分と転用目的、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の 1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相

当と判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。

5番につきまして5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）農地法第5条の許可申請に対する5番の報告をいたします。農地の所在については記載のとおりでございます。面積は5筆の合計240㎡でございます。貸付人、借受人は記載のとおりでございます。この案件につきましては、平成28年10月26日に3年間の一時転用許可の申請が出ておりまして、今回、更新2回目の申請となります。別紙位置図の5ページをご覧ください。前回の水害の時の廃土や河川の堆積砂利の一時置場へ向かう道路の離合箇所になります。調査の結果、何ら問題もなく、計画書どおりに実行されると判断をいたしました。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第1種農地です。農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため。5筆あります農地の面積の合計が3,380㎡、そのうち240㎡を転用するということでございます。農地の区分と転用目的といたしましては、申請地は第1種農地であるが、集落と接続しており、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。次に一般基準の1番、3番、6番、9番は適当と判断しました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をしました。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

○（1番委員）賃貸借で1年間ではなく3年間の契約で令和7年までありますが、3年ごとに更新をしなければならないということでしょうか。

○（事務局 豊永係長）申請地は農用地区域内にある農地であり、一時転用の最大期間が

3年間となっております。このことから最大の3年間で申請をしていただき、更新をかけるということになっております。以上です。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

日程第2・議第49号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第49号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和4年9月14日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が28,363㎡、「畑」が4,341㎡、合計の32,704㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が1,944㎡あがってきております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買入が0件、公社売渡が1件、合計の1件でございました。今回も農業公社が仲介します貸借関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸し付けの手続きについては農業公社が作成した農用地利用配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が3件、再設定が4件、合計の7件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります議案書に目を通す時間を5分間ほどとります。9時55分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。所有権移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和4年度第9回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 9時55分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員